

手数料の見直し（案）

事務の名称	動物愛護管理事務
-------	----------

以下は令和8年第1回定例県議会へ提案した条例改正案の内容です。
 県議会で条例が可決された場合、令和8年4月1日から施行する予定です。

（単位：円）

手数料の名称	単位	料金		
		改定前	改定後（案）	改定見込額
第一種動物取扱業登録申請手数料	件	15,500	<u>16,900</u>	1,400
第一種動物取扱業登録更新申請手数料	件	15,500	<u>16,900</u>	1,400

【備考】

改正前	改正後（案）
1 同一の事業所において複数の種別の業務を行う場合であつて、これらに係る登録を同時に申請する場合の2件目以降の申請に係る手数料は、上記の金額から4,500円を減じて得た金額とする。	1 同一の事業所において複数の種別の業務を行う場合であつて、これらに係る登録を同時に申請する場合の2件目以降の申請に係る手数料は、上記の金額から <u>5,000円</u> を減じて得た金額とする。

（単位：円）

手数料の名称	単位	料金		
		改定前	改定後（案）	改定見込額
特定動物の飼養又は保管許可申請手数料	件	15,500	<u>16,900</u>	1,400

【備考】

改正前	改正後（案）
1 同一の所在地の特定飼養施設において複数の種類の特定動物の飼養又は保管を行う場合であつて、これらに係る許可を同時に申請する場合の2件目以降の申請に係る手数料は、上記の金額から4,500円を減じて得た金額とする。	1 同一の所在地の特定飼養施設において複数の種類の特定動物の飼養又は保管を行う場合であつて、これらに係る許可を同時に申請する場合の2件目以降の申請に係る手数料は、上記の金額から <u>5,000円</u> を減じて得た金額とする。

(単位：円)

手数料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後(案)	改定見込額
特定動物の飼養又は保管変更許可申請手数料		件	11,000	<u>12,000</u>	1,000
犬の引取手数料	生後91日以上の犬	頭	2,100	<u>2,500</u>	400
	生後91日未満の犬	頭	420	<u>500</u>	80
猫の引取手数料	生後91日以上の猫	匹	1,550	<u>1,750</u>	200
	生後91日未満の猫	匹	310	<u>350</u>	40